今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金交付要綱

令和５年６月30日制定

# 今治市要綱

　（目的）

1. この要綱は、市内の私立保育所等に新たに勤務する保育士、幼稚園教諭及び保育教諭（以下「保育士等」という。）の就業に要する負担を軽減することで、市内における保育士等を確保し、もって児童の処遇の向上と福祉の増進を図るため、保育士等に対し、予算の範囲内で、今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

1. この要綱において、「保育所等」とは次のいずれかに該当するものとする。
   1. 保育所　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所をいう。
   2. 認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。
   3. 特定地域型保育事業所　子ども・子育て支援法第29条第３項第１号に規定する特定地域型保育事業所をいう。
   4. 次に掲げる条件を満たす認可外保育施設（企業主導型保育事業を行う施設を含む。）
2. 愛媛県が実施する立入調査をおおむね１年以内に受けていること。
3. 児童福祉法第59条の２の届け出を行っていること。
4. その他市長が不適切と認める施設でないこと。
   1. 幼稚園　学校教育法第１条（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園をいう。
5. この要綱において、「常勤職員」とは１月に120時間以上勤務する者とする。

（補助金の交付対象者）

1. 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当するものとする。
   1. 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有している者
   2. 今治市内の私立保育所等において保育士等として新たに勤務する者で、当該私立保育所等を運営する事業者（以下「採用事業者」という。）に常勤職員として就職し、３年以上継続して勤務する意思を有する者
   3. 次のいずれかに該当する者
2. 就職を機に愛媛県外から今治市内に転入した者
3. 就職を機に愛媛県内から今治市内に転入した者
4. 愛媛県外から県内の養成校に進学し、就職を機に今治市内に転入又は今治市内で転居を行った者
5. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象者としないものとする。
   1. 採用事業者が運営する市外の私立保育所等に保育士等で勤務し、転勤等により今治市内の保育所等に勤務する者
   2. 勤務開始日前の１年以内に、常勤・非常勤問わず今治市内の保育所等に勤務していた者
   3. 施設長、主幹教諭、主任保育士又はこれに類する管理職業務等に従事しており、特定教育・保育業務に専念していない者
   4. この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがある者

（補助対象経費及び補助金額）

1. 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生ずる場合はその端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

1. 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
   1. 保育所等勤務（採用）証明書（別記様式第２号）
   2. 履歴書（別記様式第３号）
   3. 保育士証、幼稚園教諭免許状の写し（または取得を証明する書類）
   4. 別表で定める対象経費の金額が分かる領収書等の写し
   5. その他市長が必要と認める書類
2. 前項の申請は、勤務開始日が属する年度において行うものとする。

（補助金の交付決定）

1. 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。
2. 市長は、審査の結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、その旨を今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

1. 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金請求書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

1. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。
   1. この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
   2. この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
   3. その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（勤務状況の調査等）

1. 市長は、必要があると認めるときは、申請者が勤務する私立保育所等における勤務状況について、調査をすることができる。
2. 市長は、必要があると認めるときは、書類等の検査をすることができる。
3. 交付決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

1. この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の今治市ＵＩＪターン保育士等支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行　の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費※ | 基準額 |
| 採用された私立保育所等で勤務を開始するために要する以下の経費（ただし、採用決定日から申請までに支出した他の助成の対象とならない経費）  ・転居等のために必要な引っ越し代金  ・転居等のために必要な旅費（移住前住所地と移住先住所地間の移動に要する公共交通機関又は高速道路の利用料金に限る。）  ・賃貸借契約時の礼金（敷金は除く）、仲介手数料、家賃  ・保育所等で使用する被服、教材、書籍  ・保育所等への通勤に要する移動用自転車およびヘルメット等の付属品（自動車・バイクは除く）  ・その他移住に伴い購入した生活に必要な用品・備品 | 200,000円 |

# 別表

　※対象経費を具体的に決定するために必要な事項は別に定める。